

審 査 基 準

令和 7 年 7 月 1 日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第45条第 1 項
処 分 の 概 要：駐車の許可
原権者（委任先）：警察署長
法 令 の 定 め： 大分県道路交通法施行細則第 8 条（警察署長の駐車の許可）
審 査 基 準： 別紙のとおり
標 準 処 理 期 間：3 日（行政庁の休日を除く。）
申 請 先：各警察署交通関係事務担当課
問 合 せ 先：大分県警察本部交通部交通規制課規制総務係（電話 097-536-2131） 各警察署交通関係事務担当課
備 考：

別紙

許可の申請を受理した警察署長は、当該申請に係る許可対象行為が次の1から4までのいずれにも該当するときは、許可をするものとする。

1 許可を受けようとする日時

次のいずれにも該当する日時であること。

- (1) 駐車（許可に条件を付す場合にあっては、当該条件に従った駐車。後記2(2)において同じ。）により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯でないこと。
- (2) 駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。

2 許可を受けようとする駐車の場所

次のいずれにも該当する場所であること。

- (1) 駐車禁止の規制のみが実施されている場所（道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第45条第1項各号に掲げる場所（放置車両となる場合に限る。）及び法第45条第2項に規定する場所を除く。）であること。
- (2) 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所でないこと。

3 許可を受けようとする駐車に係る用務

次のいずれにも該当する用務であること。

- (1) 公共交通機関等の当該車両以外の交通手段によったのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。
- (2) 5分を超えない時間内の貨物の積卸しその他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること。
- (3) 法第77条（道路の使用の許可）第1項各号に掲げる行為を伴う用務でないこと。

4 駐車可能な場所の有無

次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在しないこと又はこれらの利用が困難と認められること。

- (1) 重量又は長大な貨物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両にあっては、当該用務先の直近
- (2) 前記(1)の車両以外の車両にあっては、当該用務先からおおむね100メートル以内